

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 9月20日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名   | グレード  | 備考                             |
|-----|-----|---|-------|--------------------------------|
| 1   | 1号機 | 原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)熱交換器貝殻除去装置排水弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。   | G III |                                |
| 2   | 2号機 | 非常用ディーゼル発電設備(B)排気弁箱冷却水継手金物のリング嵌合部において、2箇所(シリンダヘッドNo.16 継手金物No.32及びシリンダヘッドNo.18 継手金物No.36)に腐食が認められたため、当該部分を点検・修理。  | G III |                                |
| 3   | 3号機 | 活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋(非管理区域)とタービン建屋(管理区域)との境界扉において、扉枠変形により境界扉の下部より空気が管理区域側から非管理区域側へ流れていることが認められたため、対策検討。なお、管理区域側から境界扉の目張りを実施し空気の流れは停止した。また、非管理区域側への汚染なしを確認。        | G III |                                |
| 4   | その他 | 3号機大型機器点検用門型クレーンの北側極限停止用位置検出スイッチ中継端子箱内において、端子箱内に雨水の侵入が認められたため、当該端子箱を点検・修理。  | G III |                                |
| 5   | その他 | 500KV富岡線及び66KV岩井戸線引留鉄構において、2回/年巡視点検は実施していたが、定期点検計画として社内マニュアルに基づき「点検長期計画表」が策定されていないこと、また点検記録の保管期間が保安規定と社内マニュアルに齟齬があり、保安規定に基づく期間の保存がされていないことが認められたため、当該原因調査・対策検討。 | G II  |                                |
| 6   | その他 | 緊急時用高台電源設備燃料油系の新設工事の計画時(H24年度)において、労働安全衛生法第八十八条に基づく工事計画の届出が未実施であったことが認められたため、原因調査・対応検討。   | G I   | H28.10.5再審議にてグレード変更 G II → G I |
| 7   | その他 | 免震重要棟ガスタービン発電機用燃料タンク新設工事の計画時(H21年度)において、労働安全衛生法第八十八条に基づく工事計画の届出が未実施であったことが認められたため、原因調査・対応検討。  | G I   | H28.10.5再審議にてグレード変更 G II → G I |